

中小企業信用保険法における農業分野に対する保証

【定義】中小企業信用保険法施行令第1条において、農業、林業、漁業及び金融・保険業は信用保険の対象外とされている。

農業が対象外となっている理由は、農協や農業信用基金において信用保証制度があることが挙げられる。

【実施機関】 信用保証協会

【農業関係で信用保険の対象となる事業者

(以下「対象農業関係者という」)】

・食料品製造業者・・・農家、漁家が農水産品を自家生産している場合であっても、工場、作業場を有し、そこで製造加工を行っている場合は製造業として扱われ、保証の対象となる。

資金使途は製造業分野における資金に限られる。

・きのこを生産する事業者
・もやし栽培業者
・かいわれ大根を生産する事業者
・真珠養殖業

いずれも製造には生産設備が必要であるため、製造業と扱われ、保証の対象となる。

【無保険による保証】

上述のとおり、農業は信用保険の対象外と規定されているが、信用保証協会による無保険での農業分野への保証は可能である。

(実際のところ、保証実績はほとんどない状況。)

農業信用保証保険法における農業分野に対する保証

【定義】農業信用保証保険法において、保険対象は以下のとおり。

1. 農業(含む畜産業及び養蚕業を含む)を営む者及び農業に従事する個人
2. 農業協同組合
3. 農業協同組合連合会

【実施機関】 独立行政法人 農業漁業信用基金

【上記以外で保証の対象となる事業】

- ・農産物を原料若しくは材料として使用する製造・加工事業者
- ・農産品の貯蔵、運搬、販売その他流通に関する事業者

(参考)信用保証協会の最近の対象農業関係事業者の保証承諾実績等

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
承諾件数	1,628	1,363	1,563	1,475	1,331
承諾金額(百万円)	13,442	10,365	12,990	11,239	10,657
総承諾額に占める割合	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
代位弁済件数	117	132	77	67	85
代位弁済額(百万円)	1,067	1,242	672	515	629